

クリーンピア沢電気調達仕様書

1 概要

(1) 適用範囲

本仕様書は、城南衛生管理組合（以下「発注者」という。）のクリーンピア沢で使用する電気を受注者が供給することについて適用する。

(2) 供給場所

クリーンピア沢（京都府八幡市八幡沢 1 番地）

(3) 業種及び用途

し尿処理施設の施設稼働電力

2 仕様

(1) 供給電気方式等

ア 電気方式交流	3 相 3 線方式
イ 供給電圧	6,000 V（標準電圧）
ウ 計量電圧	6,000 V（標準電圧）
エ 標準周波数	60 Hz
オ 受電方式	1 回線受電
カ 自家発電設備	無し
キ 蓄熱設備	無し

(2) 予定数量等

ア 契約電力

240kW（令和 7 年 10 月時点の最大値。ただし、各月の契約電力は、その 1 か月最大需要電力と前 11 か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。）

イ 予定使用電力量

1,032,621 kWh（月ごとの予定使用電力量は別紙資料）

(3) 受給地点等

ア 受給地点

需要場所における発注者の関電柱ゴコウ 21G1 に繋がる構内引込第 1 柱上の開閉器電源側接続点

イ 電気工作物の財産分界点

受給地点に同じ。ただし、取引用計量装置は当該地域を管轄する一般送配電事業者の所有。

ウ 保安上の責任分界点

電気工作物の財産分界点に同じ。

(4) 供給期間

令和 8 年 4 月 1 日 0 時から令和 9 年 3 月 31 日 24 時まで

3 料金等

(1) 契約方法

単価契約

(2) 料金制度

料金単価は、次の時間帯区分による。

時間帯区分	定義
夏季	毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間
その他季	夏季以外の期間

(3) 計量

ア 計量方法

受注者の検針方法による。

なお、現行の検針方法（一般送配電事業者の計量装置）は、自動検針（一般送配電事業者へ検針データを送信する方法）である。

イ 計量期間

毎月 1 日 0 時から末日 24 時

(4) 基本料金

契約電力に基本料金単価を乗じた額とする。ただし、計量期間において全く電気の使用がなかったときは、更に 0.5 を乗じて得た額とする。

(5) 力率

ア 料金の割引及び割増

受注者は、その月ごとの平均力率により、料金の割引及び割増を行うことができるものとする。

なお、入札価格算定時の力率は 100%とする。

イ 平均力率

力率はその 1 か月のうち、毎日 8 時から 22 時までの時間における平均力率とする。単位は%とし、小数点以下第 1 位を四捨五入する（瞬間力率が進み力率となる場合は、その瞬間力率は 100%とする。）。ただし、計量期間において全く電気の使用がなかったときは、力率を 85%とする。

なお、平均力率の算定式は、次のとおりとする。

$$\text{平均力率（\%）} = \text{有効電力量} \div \sqrt{\left(\text{有効電力量}\right)^2 + \left(\text{無効電力量}\right)^2} \times 100$$

(6) 燃料費調整等

燃料費調整単価及び市場価格調整単価は、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が定める電気供給条件により算定される単価とする。

(7) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 32 条第 2 項の規定に基づく納付金単価を定める告示により定められた単価とする。

4 電気の安定供給

(1) 受注者は電気の安定供給を図ること。ただし、以下の場合、受注者は電気の供給を中止し、又は電気の使用を制限し、若しくは中止の申出ができる。

ア 電気の需給上、やむを得ない場合

イ 電力供給会社の電気工作物に故障が生じ、又は故障が生じるおそれがある場合

ウ 電力供給会社の電気工作物の修繕、変更その他やむを得ない場合

エ 非常変災が発生した場合

オ その他保安上の必要がある場合

(2) 一般送配電事業者の送電線を使用して電気を託送により供給する場合、(1) アからオに関しては、受注者は当該一般送配電事業者との接続供給契約で安定供給を図ること。ただし、当該一般送配電事業者が(1) アからオに関して供給の中止又は制限を申し出るときは、この限りではない。

(3) 受注者は(1)の電気の供給中止又は制限を行おうとするときは、発注者に事前に連絡し、了承を得ること。ただし、緊急でやむを得ない場合は、この限りではない。

5 その他

(1) 使用電力量の増減

予定使用電力量はあくまで見込みであり、これを保証するものではない。

(2) 通信設備等

本契約に伴い計量装置、通信装置、その他の付属設備（以下「通信設備等」という。）を設置する必要がある場合、全て受注者の負担で行うこと。

なお、通信設備等の設置の必要がなくなった場合は、速やかに受注者の負担で撤去すること。

(3) 条件の詳細

供給実施に際して、条件等詳細については、落札後締結する電気調達契約書において定める。

(4) 協議

本仕様書に定めのない事項については、別途協議する。

別紙資料

令和 8 年度月別予定使用電力量

	使用電力量 (kWh)	力率 (%)
4 月	82,534	100
5 月	82,903	100
6 月	80,869	100
7 月	101,936	100
8 月	90,773	100
9 月	85,995	100
10 月	80,696	100
11 月	78,455	100
12 月	89,415	100
1 月	89,275	100
2 月	79,738	100
3 月	90,032	100
合計	1,032,621	100 (平均)